

処 分 基 準

平成 20 年 7 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 抱 条 項 : 第 77 条第 5 項
処 分 の 概 要 : 道路使用許可の停止又は取り消し
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 法第 77 条第 6 項（条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続）
処 分 基 準 : 別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通規制課企画係（電話 0742-23-0110）
備 考 :